

被害者支援 ニュース



認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第13号

2014.3.17 発行

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

■巻頭言	……途切れることのない被害者支援のために	1
■特集	……地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する	2
■センター紹介	… (公) いわて被害者支援センター	5
■寄稿	……犯罪被害者への法的支援の充実をめざして	6
■用語解説	……被害者参加旅費等支給制度	7
■アニュアルレポート発行について		8
■編集後記		8

巻頭言

途切れることのない被害者支援のために ～犯罪被害者白書から学んだこと～

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク

理事 ● 清野 功

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のために政府が講じた施策を毎年国会に提出するよう求めている、その年次報告が内閣府編集の「犯罪被害者白書」として発行されています。お読みになられた方も多いと思いますが、白書の第1章では、被害者支援のための重点施策を特集し、第2章は、犯罪被害者等基本計画に基づいて全国各地で展開されている諸施策が紹介されています。白書は、被害者支援に携わっている者にとって様々な示唆を与えてくれる貴重な資料だと思います。8回目の発行となった「平成25年版」では、地域における被害者支援の広がりについて、現状とあるべき方向性を特集しています。ネットワーク加盟の各センターが都道府県や市区町村等の関係機関・団体と連携を図りながら日々支援活動に邁進していることを想起しながら、白書を読んで感じたことの一部を申し述べさせていただきます。

白書は、まず犯罪被害についての国民の意識について、被害者支援が自分自身に関わる問題であると思うと答えた割合が46.7%、二次被害を知っている割合が43.3%にとどまっているとし、各地の取り組みを注視しながら、より効果的な啓発活動を模索していかなければならないとして

います。

次に、支援のための体制整備について、地方公共団体に被害者支援の窓口となる主管課の確定と被害者支援に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置、そして、支援を行う際の留意点や関係機関・団体の支援内容と連絡先をまとめたハンドブックの作成・活用について、これらの施策が必ずしも充分ではないと指摘し、督促しています。市区町村は、国民にとって最も身近な公的機関であり、被害者等が平穏な生活を取り戻す上で多くのニーズを所掌していますから、施策の進展を願いたいと思います。

次に白書は、地域における関係機関・団体の連携、そして民間被害者支援団体との連携について取り上げています。犯罪被害者を途切れることなく支援する上で、民間被害者支援団体の活動に負うところが大きいこと、また、民間団体の身近な支援に善意を感じることが回復の何よりの手助けになると評価したうえで民間団体との連携の重要性を強調、地方公共団体に対して犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請するとしております。

途切れることのない被害者支援を行うためには、まず個々の機関・団体がしっかり役割を果た

し、そのうえで関係の機関・団体が緊密な連携・協力を図ることが必要不可欠だと思います。

今回の白書は、犯罪被害者等施策講演会における当ネットワーク平井理事長の講演内容をコラム欄で紹介しております。講演のなかで平井理事長は、当ネットワークの方向性として、人材育成、広報啓発、そして中央機関としての役割を果たすことの3点を示し、さらに、連携ということを中心に大きな課題であると強調しております。人材育成は、当ネットワークと加盟団体が役割を果たすため

に必要な不可欠です。広報啓発は、白書の求めていることと共通します。

そして、ネットワークは、全国48の被害者支援センターが関係の機関・団体と緊密な連携が図られて、真に被害者のための活動が展開できるよう中央機関としての役割を果たしていかなければならないということでもあります。

皆様の一層のご指導とご支援をお願いいたします。

特集 地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する ～その現状と課題～ 川本哲郎 同志社大学法学部教授に聞く



聞き手・認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク
広報組織委員会委員 ● 寺島 晃

川本 哲郎 (かわもと・てつろう) 氏

1950年京都市生まれ。専門は刑事法。交通犯罪、精神障害者犯罪の研究、被害者調査などとともに、犯罪被害者の支援にも携わる。日本被害者学会理事、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事・運営委員長。

犯罪被害者等基本法が成立10年目を迎えた。基本法に基づく政府の「犯罪被害者等基本計画」も第2次計画の仕上げ段階に入る。さまざまな施策が展開されているが、犯罪被害者や家族・遺族らの方々(犯罪被害者等)が基本法の理念にある「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される」状態には、まだまだ遠い。そうしたなか、全国の地方自治体では、基本法を受け、犯罪被害者等の支援をうたった条例を制定する動きが広がりつつある。生活に身近な自治体での支援条例には、どんな効果が見込めるか? 今後の課題は? 実情に詳しい川本教授にうかがった。

一内閣府が発行している『平成25年版犯罪被害者白書』や資料によると、犯罪被害者等への支援

条例は47都道府県のうち23府県、20政令指定都市のうち8市、1722市区町村のうち322市区町村で制定している(平成25年4月1日現在)といえます。この現状をどのように受けとめておられますか?

条例を制定した地方公共団体が増えてきたのはうれしいが、地域によるバラつきが激しいことは問題だ。例えば岡山県や秋田県は県内の全市町村が制定しているが、隣県の市町村ではゼロ。近畿でも京都府内は20、滋賀が15、兵庫は14市町村で制定しているのに対し、大阪府内はわずか5、奈良県と和歌山県はゼロといった具合だ。このバラつきは人口規模や都市化が要因ではなく、自治体の首長や議会が被害者の問題にどれほど関心や認識をもっているか、その違いの表れではないだろうか。これだけのバラつきは決して好ましいことではない。

身近な条例は 被害者の「拠り所」

—支援条例には、どんな効果が期待できますか？

基本法をモデルに条例を制定すると、その自治体には被害者支援にあたる体制ができ、担当する職員も置かれる。それによって被害者支援への認識が高まり、動きも一気に広がることが見込める。実際、京都の例でみると、通学路に無免許少年の暴走車が突っ込んで小学生らに多くの死傷者を出した亀岡市や花火会場での爆発で多数の死傷者が出た福知山市では、いずれもすでに条例を制定していたため、市当局・職員が被害者らの支援に積極的に対応できた。被害者・住民にとって最も身近な行政である市町村で支援条例ができることは、職員や議員の意識向上をもたらし、被害者にとって有用な具体的、きめ細かな対応が生まれると期待できる。ある被害者の方は『条例



ができることで被害者にとっての拠り所ができる』とっておられたが、その意味でも、全国すべての市町村に中身の濃い条例ができることが望まれる。

—すでに制定された条例には、どんな特徴がみられますか？

市町村がつくった条例には、基本法をモデルにしながらも、その地域、市町村の特色を生かした項目がみられる。これも京都市の例だが、観光都市だけあって旅行者が被害にあった場合の支援をうたっているほか、大学の街でもあることから、支援に大学との連携を掲げている。他の自治体でも、犯罪や被害の実情や地域のかかわりなどを踏まえた条例を志向することで、被害者支援に実効性が高まる。同時に被害を未然に防ぐ活動にもつながるだろう。

国の支援策に 先駆ける自治体も

中には、国の施策を先取りするような条例も生まれている。その一つが兵庫県明石市のケースで、この4月1日から改正支援条例が施行される。ここでは、犯罪被害者側が加害者から損害賠償金を受け取れない場合に、300万円を上限に市が立て替えて被害者側に支給する、という全国初の制度が新設される。裁判に勝ったり、和解が成立したりしても、実際には加害者からお金が支払われず、泣く泣く苦しい生活を強いられる被害者らが多い実情を踏まえた制度で、被害者の要望に沿っている。自治体は国より小回りが利くた

改正「明石市犯罪被害者等支援条例」(平成26年4月1日施行)

主な改正点は①立替支援金制度の創設②「二次的被害」の被害者を支援対象に位置づけ③日常生活支援の拡大—など。

①は、被害者等が確定判決や和解で損害賠償金の権利を得ても加害者側から支払われない場合に、市が請求権の譲渡を受け、立替支援金として300万円を上限に被害者側に支給する。被害者・遺族らが長年にわたって強く要望していた施策で、全国で初めて制度化した。支給対象者は被害者の遺族か、死亡に匹敵する重度の障害を負って働けなくなった被害者に限定した。

②は、条例が適用される支援対象をうわさや中傷、マスコミの報道などによる「二次的被害」の被害者にも拡大した。合わせて基本理念や市民等の責務の中に二次的被害の発生防止をうたっている。

③は、これまでの支援条例(平成23年4月1日施行)でも、家事を支援するホームヘルパーの派遣や家賃の補助を規定していたが、改正条例は一層きめ細かい配慮を盛り込んだ。例えば、家事に加え介護のヘルパー派遣や、被害者等が各種手続きに出かける際などの一時保育に要する費用の補助、転居費の補助など。刑事事件の手続きに参加する支援の拡大として、公判期日に出席する場合の旅費等の補助もある。法務省の「被害者参加旅費等支給制度」(7ページ、用語解説参照)では認められない「傍聴」の場合も支給対象とする方針という。

め、まず自治体で先進的な条例ができ、次第に広まった後ようやく国の法律ができるという例は少なくないが、明石市の改正条例も国の被害者支援をリードするものと位置づけられる。こうした被害者の厳しい現実をきちんと受け止め、その切実な願いをかなえようとする工夫や実践を行えば、多くの市町村に波及し、国全体の施策へとつながっていく。

— 制定された支援条例の物足りないところは、いかがですか？

ひとつは、各市町村条例で被害者に見舞金や支援金の支給をうたっているが、遺族には30万円、傷害を負った人には10万円が限度という形がほとんどで、横並び状態だ。国の犯罪被害者給付金制度は給付までに時間がかかり、被害発生直後から経済的に苦しむ被害者が多いことを考慮すれば、自治体にはもっと頑張ってもらいたい。

過失犯による被害は条例の対象外であることも問題だ。過失犯は交通事故に多く、保険があるから・・・といわれるが、近年、福知山の花火会場事故をはじめ、過失による大事故で被害に遭うケースが増えている実情をみると、こうした被害者にも対応できる条例が必要だ。一方、当該都道府県や市町村以外での被害や、被害者がその自治体の住民でないケースが条例の対象外という制約もある。自治体条例に限界があるにしても、その隙間や穴を埋め、全国どこでも被害者が同じように支援を受けることができるようにする運用や対応が課題になる。

支援センターが積極的に後押しを

— 支援センターにとって、条例の有無はどう影響しますか？

条例ができることで行政当局・職員の被害者支援への意識が高まれば、支援センターの活動にも理解が深まり、連携する必要性が認識されるはずだ。そこから支援センターへの財政支援が生まれ、逆にセンターが職員研修など自治体や議会の質の向上に寄与したりして、相乗効果が見込める。他方、条例ができていない自治体に対しては、支援センターが条例づくりを積極的に

働き掛ける。その過程で情報提供や研修など自治体のお手伝いもでき、条例制定後の連携がスムーズに進むだろう。— 各支援センターの役割が大きいわけですね。



その通りで、まずセンターの立地する都道府県とその市町村の条例制定状況を把握し、他府県市町村と比べてほしい。私は昨夏の近畿ブロック研修会で近畿各府県自治体の条例化のバラつきを問題提起したが、そんな思いからだ。さらに、条例の中身もしっかり比較し、気になる条例についてはその自治体のある都道府県の支援センターに問い合わせれば、双方のセンターが情報を共有でき、改善への取り組みにつながる。

また、10年、20年後を展望すると、各都道府県にある支援センターの拠点が1か所だけでは足りない。各市町村に支援条例が行きわたれば、支援センターも都道府県内の地域ごとに支部などの拠点が必要になる。もちろん、人材や経費の問題があるが、被害者の方々が安心して支援を受け、再び平穏な暮らしに戻れるようにするためには、民間支援団体である支援センターと自治体が協力し、地域に根差した支援をしっかりと行う態勢づくりが欠かせない。

— 全国被害者支援ネットワークの役割はいかがですか？

ネットワークは、全国の情報を各センターや自治体に提供する機能を求められており、支援条例についても情報収集とその提供が重要だ。単に伝えるだけでなく、条例の作り方のノウハウやプロセスについて紹介したり、各地の条例を比較検討・分析して、よりよいものに誘導したりする役割もある。条例をてこに自治体間、地域間のいい意味での競争が強まれば、地域の被害者支援力の向上が見込め、ひいては国全体のレベルアップにつながる、と期待している。

— ありがとうございます。

センター紹介

公益社団法人 いわて被害者支援センター

松芳清悦事務局長から、東日本大震災3周年を迎えて、センターの思いや深化、活動について紹介いただきました。



事務所内の様子

23年3月11日に発生した東日本大震災から早3年が経とうとしています。

本県は、海岸線近くまで山地が迫り、平地が狭いという地形のため浸水面積は被災3県で最も少なかったのですが、その狭い土地に市街地と漁港が広がっていたため、防潮(波)堤の規模は日本随一であったものの、想定をはるかに上回る規模の津波が押し寄せ、死者4,673人、行方不明1,143人という甚大な被害を受けました。

支援活動員に被害はありませんでしたが、長期にわたり高速道の通行制限やガソリンが入手困難となったため、事務局員や相談電話等に対応する活動員の交通手段の確保に大変、苦労しました。

また、数ヶ月後、やや落ち着きを取り戻してからは震災復興予算捻出のため、警察施設に設置されていた支援自販機が県の入札制に移行したほか、県の補助金のカットや沿岸部を中心とした賛助会員の脱会、寄付金の大幅減少など、もともと財政基盤が弱い支援センターは、大きなダメージを受けることになりました。

幸い、日本財団からの助成事業により何とか支援業務を行ってきましたが、昨年度から抜本

的な改革のための取り組みを行っております。一つは安定した財政基盤の確保で県補助金及び県警からの賛助会費の増額、募金付き自販機の設置など震災前以上の収入確保を目指しております。

二つ目は支援活動の一層の充実ですが、支援センターの財政再建の協力を求めるためには、何よりもこれまで以上に支援活動の充実を図る必要があることから、電話対応時間の延長や2か所の出張相談所の開設や性暴力ホットラインの設置、他機関等に係る相談についてワンストップ・サービスの実施等の取組みを強化することとしております。

また、各企業・団体等に協力を得て推進しておりますCSR活動の定着化を図るほか、地域の理解と協力が不可欠なことから、年3回発行の全戸回覧の県防連機関紙「防犯いわて」並びに毎月若しくは隔月発行の約250か所の交番・駐在所のミニ広報紙へ年3回以上、支援センターの活動を掲載するなど、支援センターからの積極的な情報発信を行うこととしております。



電話相談室



寄稿

犯罪被害者への法的支援の 充実をめざして



弁護士 ● 番 敦子

2000年にいわゆる犯罪被害者保護二法が制定されてから、犯罪被害者が事件の当事者として配慮されるようになりました。1999年に日本弁護士連合会（日弁連）に犯罪被害者支援委員会が設置され、各地の弁護士会でも、犯罪被害者支援に関する委員会が設置されたり、犯罪被害者を対象とする相談が始まりました。

2004年の犯罪被害者等基本法の制定によって、犯罪被害者支援は社会的テーマとなりました。そして、2005年の第一次及び2012年の第二次犯罪被害者等基本計画の策定によって、犯罪被害者の施策が推進されています。2008年からは被害者参加制度が実施され、国選の被害者参加弁護士制度も同時に創設されました。さらに、損害賠償命令制度、少年事件の審判傍聴等、犯罪被害者が利用できる法制度が整備されるようになりました。

しかし、制度ができて、犯罪被害者がその制度を有効に利用できるかは別問題です。そのような制度があることを知らなかった、というお話もうかがったことがありますし、知っていても内容を十分に理解していなかったということもあります。ある日突然、事件に巻き込まれ、犯罪被害者になってしまうという状況では、犯罪被害者として何ができるかを事前に熟知しているはずありません。また、突然の犯罪被害によって混乱している犯罪被害者には、情報提供の方法にも配慮しなければならないでしょう。

法律専門家である弁護士は、犯罪被害者に対し、民事・刑事等のさまざまな制度を正確にお伝えし、支援する使命を有しています。2006年10月に業務が開始した日本司法支援センター（法テラス）では、「被害者等の援助に精通している弁護士（いわゆる精通弁護士）」の紹介を行っていますが、その名簿掲載弁護士数は当初約

1000名が、2013年10月1日時点では約2600名となり、同時点での国選被害者参加弁護士として契約している弁護士は約3500名となりました。今後は支援弁護士としてのさらなる質の向上が重要と考えます。弁護士会内で研修を多く行い、適正な支援活動を行うことができるよう務めています。

未だに、弁護士は、被疑者・被告人の弁護人としてのイメージが強いかもしれませんが、特に若手の弁護士は、犯罪被害者支援も弁護士としての当然の活動として違和感なく受け止めています。是非、弁護士を活用していただきたいと思えます。そのためにも、各地の民間支援団体と弁護士または弁護士会との連携は欠かせません。弁護士費用については、法テラスの民事法律扶助制度や日弁連の事業である犯罪被害者法律援助制度がありますので、まずはご相談ください。

番 敦子 (ばん あつこ)

弁護士 (平成 6 年 4 月 1 日登録),
第二東京弁護士会所属 番法律事務所主宰

【現在の活動】

内閣府 ■ 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会構成員
日本弁護士連合会 ■ 犯罪被害者支援委員会副委員長

【過去の活動】

日本弁護士連合会
2009 (平成 21), 2010 (平成 22) 年度
犯罪被害者支援委員会委員長
第二東京弁護士会
2006 (平成 18) ~ 2009 (平成 21) 年度
犯罪被害者支援委員会委員長
2010 (平成 22) 年度
両性の平等に関する委員会委員長 など

【主な著書】

「犯罪被害者保護法制解説 (第2版)」 (共著) 三省堂
「犯罪被害者等基本計画の解説」 (共著) ぎょうせい
「DV ってなに?」 (共著) 明石書店 他

用語解説

被害者参加旅費等支給制度

一定の犯罪の被害者や遺族等は、裁判所の決定により刑事裁判に参加することができ、そのような被害者等は被害者参加人と呼ばれます。被害者参加人が刑事裁判に出席した場合、従前は、裁判所までの交通費や宿泊料は自己負担でしたが、平成25年12月1日から被害者参加人が公判期日又は公判準備（以下「公判期日等」といいます。）に出席した場合、旅費（交通費）、日当や宿泊料が日本司法支援センター（法テラス）から支給される制度が始まりました。この制度はすべての被害者参加人が利用でき、これにより被害者参加人への経済的な支援がなされるようになりました。ただし、被害者参加人であっても、傍聴席での傍聴にとどまる場合には支給されません。

支給される費用としては、裁判所までの旅費、日当及び裁判に出席するために必要な宿泊料です。旅費は、原則として最も経済的（安価）な経路・交通手段によって計算されますので、実際に掛かった交通費と一致しないことがあります。旅費として支給されるのは、住居所から裁判所までの往復に掛かった鉄道賃、船賃、航空賃とそれ以外の区間については、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額（路程賃）です。航空賃

は、離島や遠隔地から裁判所に行く場合など、航空機を利用する必要があると認められる場合に支給されます。なお、天災や身体の障害などの理由によって公共交通機関の利用が困難な場合には、実際に利用した交通手段の費用が認められる場合があります。日当は、裁判への出席及びそのための移動に必要な日数に応じて1日当たり1,700円、宿泊料は出席した裁判所の所在地によって8,700円又は7,800円の定額が支給されます。

旅費等の支給手続は、まず、公判期日等に出席した被害者参加人が請求書と必要書類を裁判所に提出します。裁判所は被害者参加人の出席証明書を作成し、被害者参加人から提出された請求書等に添付して法テラスに送付します。法テラスでは、旅費、日当及び宿泊料を算定し、被害者参加人へ口座振込により送金します。

旅費等の請求書用紙、記載例及び支給手続に関する「被害者参加旅費等のお知らせ」という書面は、裁判所からの被害者参加許可決定と一緒に送付されますが、これらは法テラスのホームページからもダウンロードすることができます。

なお、被害者参加旅費等の請求の期限は、裁判が終了してから30日以内です。

被害者参加旅費等支給制度については、法テラスのホームページ <http://www.houterasu.or.jp/> でもご案内しておりますので、ご参照ください。

日本司法支援センター本部
第二事業部犯罪被害者支援課
課長 鹿士 真由美

まずは、私たち法テラスへ
日本司法支援センター
法テラス

●弁護士のご紹介
法律専門家の力が必要な場合は、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介いたします。弁護士を依頼する場合の費用等について、弁護士など一定の要件のもと、法テラスを通じて次のような制度をご利用いただくことができます。
(費用は原則として別項を参照)

●弁護士費用等に関する援助制度

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための
国選弁護制度
刑事手続

日弁連委託援助
刑事手続・行政手続

民事法律扶助
民事手続

被害者参加制度

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。

❓ 誰が、参加できますか？

参加の申込みができるのは、
① 殺人、強盗などの凶悪な犯罪行為により人を死傷させた罪
② 強盗の伴った、強盗などの罪
③ 自動車運転過失致死傷などの罪
④ 強盗及び強盗の脅
⑤ 強盗、強盗、人殺しの罪
⑥ 2～5の犯罪行為を伴った犯罪
⑦ 1～6の未遂罪
の犯罪被害者本人や法定代理人（成年者の両親など）、犯罪被害者本人がなくなった場合や心身に重大な障害がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

❓ いつ、申出をすることができますか？

記録された後であれば、いつでも参加の申出をすることができます。

❓ 申出方法は？

裁判所に対し、検察官を通じて刑事裁判への参加を申し出ることができます。

❓ 何ができますか？

裁判所が刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者などを被害者参加人といいます。
被害者参加人になることは、
① 公判期日に出席すること
② 検察官の権限行使に際し、意見を述べ、説明を受けること
③ 証人に質問をすること
④ 被告人に質問をすること
⑤ 事実関係や法律の適用について意見を述べることができることです。
※被害者参加人は、刑事裁判に参加するに当たり、上の1～5の行為を義務化はされません。

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための国選弁護制度

経済的に余裕のない被害者参加人も、弁護士（国選被害者参加弁護士）による援助を受けたいだけにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

❓ 国選被害者参加弁護士の選定を請求するための条件は？

被害者参加人の能力（収入、資産などの経済状況の合計額）から、犯罪行為を原因として犯罪被害に支出することとなる認められる費用の額（総費用）が「生活費」以外の額は500万円未満である場合です。
※平成25年12月1日改正後の基準

❓ 請求方法は？

上記条件を満たした被害者参加人の方は、裁判所に対し、法テラスを通じて、国選被害者参加弁護士の選定を請求することができます。

被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給する制度です。
※平成25年12月1日施行

❓ 支給の対象は？

被害（凶悪罪）及び日当が支払われます。出席する裁判所の場所の必要の理由で宿泊しなければならない方は、宿泊料も支払われます。
裁判所が原則として「1つと7経路の（安価な）経路・交通手段」で計算しますので、支払われる旅費等は実際にかかった交通費等と一致しないことがあります。

❓ 請求方法及び支払方法は？

裁判所から送付される請求書に必要事項を記載して、必要な料金を添付して、出席した裁判所に提出してください。
提出された請求書は裁判所から法テラスに送付され、法テラスで算定した旅費等を国選の口座にお振り込みいたします。

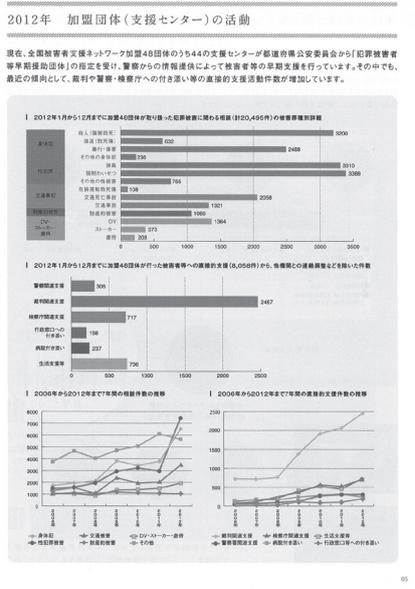
7

アニュアルレポート発行について

昨年からアニュアルレポート（年次報告書）の発行を始めました。毎年更新して全国被害者支援ネットワークの総合的な活動報告書として活用したいと思っています。既存の組織概要パンフレットと合わせてネットワークの全容が分かる説明資料となります。

アニュアルレポートが目指すところは、①個別に提供している情報なるべくひとつにまとめ、団体活動の総合的な情報として多様なステークホルダー（利害関係者）へ提供し、支援を得やすくすること、②「犯罪被害に遭遇するとはどういうことか」から始まり、犯罪被害者が置かれている状況や犯罪被害者支援についての関連情報を分かり易い形で提供することなどです。また、相談員・支援員を含む加盟団体やネットワークの役割を統計資料などを用いて具体的に示しています。

アニュアルレポートは3部構成で作成されており第1部は犯罪被害者支援全般についての情報、第2部はネットワークの年次活動実績、第3部はアニュアルレポートの本来の目的でもある組織概要と財務報告から成っています。



犯罪被害者支援についての社会一般の理解や関心はまだ充分とは言えず、被害者の現状や支援の必要性についての理解促進、被害者支援施策の実現や公的財源の投入に社会の賛同をどう得ていくかという課題があります。

機会ある毎にネットワークの役割でもある社会への啓発広報と共感を得る努力を続けていきたいと思っています。

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク
 小山 博

編集後記

次回発行予定日
 2014年7月

● 特集 ●
 未 定

■「被害者家族らの方々が裁判に行く費用を何とかしてほしい」—昨秋の「全国犯罪被害者支援フォーラム2013」パネルディスカッションで出された切実な訴えが実現しました。被害者参加旅費等支給制度(7ページ 用語解説)がそれ。まだまだ十分とは言えないでしょうが、うれしい一歩です。その先を行くのが明石市の改正条例(3頁)。「傍聴」参加費用も補助対象に入れました。自治体から国をリードする支援策が続々生まれ、全国に広がるといいですね。特集では、自治体の支援条例への期待を語っていただきましたが、条例を横並びに終わらせず、魂が入るよう後押しするのも支援者・住民の役目です。(T)